

離婚届

令和 3年 9月 1日届出

千葉県山武郡横芝光町 長 殿

【注意】

- ◎本籍地と違う役場に提出される場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明が必要になります。
- ◎時間外・休日に届出される場合、前日までに住民課で事前審査を受けてください。
- ◎離婚届を提出しただけでは住所は変わりません。窓口で住所変更の手続きをお願いします。

☆記入は黒ボールペンまたは黒インクを使用し、消えるボールペンは使用しないでください。
届出の際は「免許証等の本人確認書類」を必ずお持ちください。

(1) 氏名	夫		妻	
	よこしば 氏 横芝	たろう 名 太郎	よこしば 氏 横芝	はなこ 名 花子
生年月日	昭和60年 4月 1日		平成元年 10月 3日	
住所 <small>(住民登録をしているところ)</small>	千葉県山武郡横芝光町宮川 11902番地		千葉県山武郡横芝光町宮川 11917番地	
	〇〇ハイツ 101号 世帯主の氏名 横芝 太郎		世帯主の氏名 横芝 花子	
(2) 本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地 5番			
	筆頭者の氏名 横芝 太郎			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 横芝 梅太郎	続き柄	妻の父 光 一郎	続き柄
	母 横芝 光子	長 男	母 白鳥 洋子	二 女
右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父	続き柄	養父	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解	
(4)	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる			
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子		妻が親権を行う子 横芝 光太郎	
同居の期間	平成26年 5月から (同居を始めたとき)		令和元年 6月まで (別居したとき)	
別居する前の住所	千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地			
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
夫妻の職業	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	<input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	<input type="checkbox"/> 5. 4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	<input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年々々の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 横芝 太郎		妻 横芝 花子	
事件簿番号				
	住所を定めた年月日		連絡先	
	夫 年 月 日		電話 0479 (84) 1214	
	妻 年 月 日		自宅 勤務先 [] ・携帯	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	横芝 梅太郎	光 一郎
生年月日	昭和20年 1月 1日	昭和31年 5月 3日
住所	千葉県山武郡横芝光町宮川 11903番地2	千葉県山武郡横芝光町横芝 636番地 〇×コーポ301号
	千葉県山武郡横芝光町宮川 11903番地2 一番	千葉県山武郡横芝光町横芝 636番地 一番

協議離婚の場合のみ証人2名の署名が必要です。
証人は離婚の事実を知っている人で、成人(20歳以上)の人であればどなたでも結構です。

現在在籍している婚姻中の本籍および筆頭者の氏名を記入してください。

父母の氏名を記入してください。(すでに亡くなっていても記入していただけます。)

筆頭者ではない配偶者は、離婚により婚姻中の戸籍から除籍されます。
婚姻前の戸籍に戻るか新しい戸籍(自分が筆頭者の戸籍)を選択してください。戻る戸籍が除籍となっている場合は、戻ることができません。
また、今後も婚姻中の氏を引き続き称する場合は別の届書に記入しますので、ここは記入しないでください。
【戸籍法77条の2(離婚の際に称していた氏を称する届出)】

離婚の際、未成年(20歳未満)の子がいるときは、夫婦のどちらが親権を行うのか定め、子の氏名を記入してください。
ただし、親権の指定だけでは親権者の戸籍にお子様は入ることができません。
家庭裁判所の許可及び入籍届の届出が必要となりますので、ご相談ください。

届出により氏名が変更になる方はマイナンバーカードを一緒にお持ちください。

必ず連絡のつく電話番号を記入してください。

くわしくは 横芝光町役場 住民課 住民班 電話番号 0479(84)1214 まで